

自治会規約(会則)について

現在規約がない場合は、早急に整備してください。自治会を民主的かつ効率的に運営をしていく上で、会員の納得のいく規約の整備は大切です。

以下に規約に記載すべき内容を示します。

- ① 自治会の目的、活動内容
- ② 役員の選出方法、任期、役割
- ③ 総会の開催方法、内容、表決の方法等(総会には全会員の出席を要しますが、委任状の場合の扱いについても規定しておいてください。)
- ④ その他必要事項

～モデルになる規約をご紹介します～

この規約例は、新たに規約を作成されたり、改正されるときのための参考例です。地域の実情にあった規約づくりの際のご参考として、お役立てください。

平成3年に地方自治法が改正され、自治会(法律上は「地縁による団体」)が法人格を取得できるようになり、自治会の名義で不動産等の登記ができるようになりました。法人格を取得される場合は、同法の規定に則った内容にさせていただく必要があります。詳しくは市役所市民生活課 市民・消費生活相談室にお問い合わせください。

TEL 354-8147

※□の中の文は、注釈です。

〇〇町自治会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は〇〇会(以下「本会」という。)と称し、事務所を四日市市〇〇町〇番〇号に置く。

「事務所を会長宅に置く。」とすることも可能ですが、その場合は、会長の個人名はつけません。

(区域)

第2条 本会の区域は、四日市市〇〇区〇〇町〇番〇号から〇番〇号までの区域とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人をもって構成する。

2 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

3 本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事
- (2) 清掃、美化等の環境整備に関する事
- (3) 防災、防火、交通安全に関する事
- (4) 住民相互の連絡、広報に関する事
- (5) 集会所その他の維持管理に関する事
- (6) その他、目的に達成するために必要な事

(入会)

第6条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、会長に申し込むものとする。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

入会手続きは、別途入会申込書を提出させるのも良いでしょう。また、入会に際しては、いかなる意味においても制約を課するようものとする事は認められません。

(退会等)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人より退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第2章 役員

役員については、規約の中で、その設置や人数、役割などを記しておくことが望ましいです。(会の規模等の必要に応じて部長や班長等を設置される場合も、規約の中で明らかにしておくことが望ましいです)

(役員の種類)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 書記 〇名
- (4) 会計 〇名
- (5) 監事 〇名

副会長が書記、会計を兼務する場合があります。

(役員を選任)

第9条 会長、副会長、書記、会計及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 監事は、会長が委嘱し、総会にて決定する。

3 監事は、会長、副会長その他の役員と相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第10条 役員は、次の職務を行う。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(3) 書記は、会務を記録するとともに、本会の決定事項、報告事項を会員に周知する。

(4) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

(5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

役員任期は法律上特に規定は無く、自主的に定めていただくことができます。

(役員解任)

第12条 役員が、規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

第3章 総会

総会は、町自治会における最高の意思決定機関として、その構成や表決権の設定及び成立の要件や出席者、議決数、委任状の取り扱いなどについて、会員間に疑問が生じないように、規約で明確に定めておくことが望ましいです。

(総会構成)

第13条 総会は、全会員をもって構成する。

(総会種別)

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

2 定期総会は、毎年〇月に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、全会員の〇分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第10条第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

「定期総会」の名称は、「通常総会」でもかまいません。認可地縁団体では、第13条の会員とは、個人を指します。しかしながら、多くの自治会では従来、世帯単位で表決権をもつ運営がされています。第20条では、世帯単位で表決できる事項を定めています。

（総会の招集）

第15条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の○日前までに通知しなければならない。

（総会の審議事項）

第16条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- （1）事業計画及び事業報告に関する事項
- （2）予算及び決算に関する事項
- （3）役員を選任及び解任に関する事項
- （4）規約の変更に関する事項
- （5）その他の重要事項

（総会の議長）

第17条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

（総会の定足数）

第18条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

（総会の議決）

第19条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員の表決権）

第20条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- （1）前年度の事業報告と決算
- （2）新年度の事業計画と予算
- （3）役員を選出
- （4）その他通常事項

①表決権は、会員1人1票を原則とします。しかし、従来の自治会活動では、世帯単位で表決権を有する運営が行われていることが多いため、本条第2項のように1世帯1票と定めることができます。（世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使することとなります。）

②未成年の表決権の行使にあたっては、民法第5条の規定により法定代理人の同意を有することになります。従って、親権者の同意または代理により行使することとなります。

③「その他通常の事項」には、規約変更、財産処分、解散の議決など、団体の運営上重要な事項は該当しません。

(総会の書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第18条及び19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(委任状を提出した会員を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人〇名以上の署名押印をしなければならない。

第4章 役員会

団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には難しいため、役員会において実務執行に関する事項等決定することが適当と考えられます。

(役員会の構成)

第23条 役員会は、役員(監事を除く)をもって構成する。

(役員会の招集)

第24条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の審議事項)

第25条 役員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第27条 役員会には、第18条、第19条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

財産目録は設立時及び毎年度初め3ヶ月以内に作成しなければなりません。財産は、流動資産・固定資産を問わず全ての資産です。

(資産の処分)

第30条 本会の資産で第28条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第32条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出を行うことができる。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3カ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第35条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することはできない。

総会議決数の「4分の3以上」の定数を「2分の1以上」等に変更することは可能ですが、このような重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。

(解散)

第36条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

解散事由はつぎのとおりです。

- ① 破産
- ② 認可の取り消し
- ③ 総会の決議
- ④ 構成員の欠乏

なお、これらのほかに特別な解散事由を定めることも可能です。

(残余財産の処分)

第37条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

残余財産の営利団体への寄付、会員への分配は適当ではないので、このように定めておくことが適当です。

第7章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第38条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第39条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第34条の規定にかかわらず、設立認可の日から平成 年 月 日までとする。
- 4 この規約の施行時における役員任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、平成 年 月 日までとする。

役員構成

自治会の民主的、自主的な運営のためには、会長をはじめとして自治会を取りまとめていく役員の役割が大切です。

自治会の規模によって違いはありますが、一般的な役員の構成とその役割を紹介します。

① 会長

自治会を民主的、自主的に運営していくには、その組織を取りまとめる対外的、内務的な代表者が必要です。会長は、自治会の規約に従い、会務を総括し、その活動の中心となる役割があります。

② 副会長

会長を補佐し、会の円滑な運営に寄与し、会長が不在や事故の場合には、会長の職務を代行する役割を担っています。

③ 書記

総会等、会議の記録をします。その他記録に関することを担当します。数人の副会長のうちの一人が担当する場合があります。

④ 会計

現金の出納や会計書類の整備および管理をし、会の出納責任者となります。数人の副会長のうちの一人が担当する場合があります。

⑤ 監事（会計監査）

会計事務が適切に処理されているか、収支が適切であるかを評価し、総会で報告します。監事については、他の役員と兼ねることはできません。

⑥ その他役員

様々な地域課題や会員の要求に対処し、効率的に運営していくために活動の専門部会を構成することも考えられます。専門部会については自治会の規模によって、別に構成したり役員が分担して役割を担ったりと、あり方はそれぞれであり、また会員のニーズ、地域課題によって特性はありますが、次のようなものが考えられます。

- ・ 防災防犯部：防火、防災、防犯に取り組み、防災訓練などを担当します。
- ・ 環境衛生部：地区の一斉清掃、ごみ集積所の当番管理などを担当します。
- ・ 文化部：文化行事の開催などを担当します。
- ・ 体育部：体育行事の開催などを担当します。